

福島第一原子力発電所5号機平成19年度定期事業者検査工程表

設備名	平成20年1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月																									
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10
主要工程																																												
原子炉本体	原子炉開放 燃料取出 シュラウド点検他・オペフロ関連作業 燃料装荷 炉心確認 原子炉復旧 原子炉圧力容器漏えい検査 起動前試験 起動 調整運転 系統構成																																											
原子炉冷却系統設備	サプレッションチェンバスターレーナ取替工事																																											
計測制御系統設備	復水器真空度低設定値変更工事 制御棒駆動機構エアバント 制御棒駆動機構分解点検 制御棒外観点検																																											
燃料設備	燃料設備点検																																											
放射線管理設備	放射線管理設備点検																																											
廃棄設備	廃棄設備点検																																											
原子炉格納施設	原子炉格納容器開放 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器漏えい率検査 原子炉格納容器復旧 バウングリ構成																																											
非常用予備発電装置	非常用予備発電装置点検																																											
蒸気タービン	低圧タービン内部車室取替・ロータ取替工事																																											

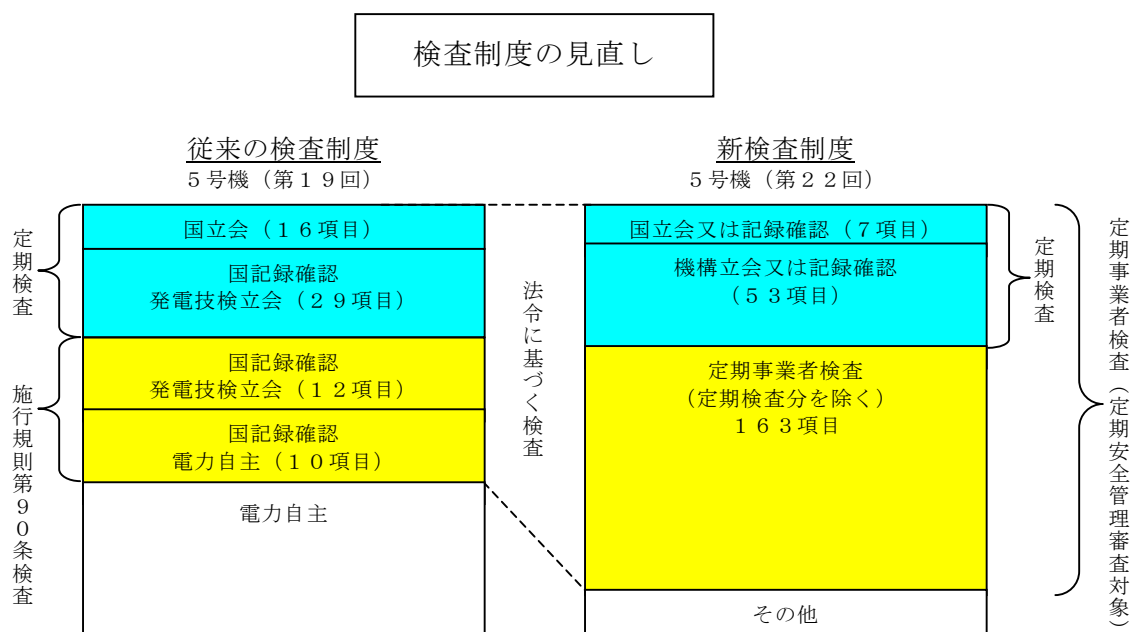
福島第一原子力発電所 5 号機の定期事業者検査の概要

平成 15 年 10 月の電気事業法施行規則の施行に伴い、従来、事業者が自主点検として実施していた検査を「定期事業者検査」（電気事業法第 55 条）として法令で位置づけるとともに、定期的に技術基準への適合性を確認し、その検査の結果を記録・保存することが義務づけられました。

また、従来、国が主体的に実施していた定期検査については、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構（法令に基づき新たに設置された検査組織、以下「機構」）が、事業者が実施する定期事業者検査について、実施プロセスの適切性及びその結果が技術基準に適合していることを「定期検査」（同法第 54 条）として立会又は記録確認により確認することとなりました。

さらに、機構は、定期事業者検査の実施に係わる体制について、「定期安全管理審査」（同法第 55 条）により審査を行うこととなりました。

以下に 5 号機の従来の検査制度（第 19 回定期検査）と新しい検査制度（第 22 回定期検査）における、検査項目数（要領書数）の比較を示します。



また、次項の「福島第一原子力発電所 5 号機第 22 回定期事業者検査一覧表」に今回 5 号機で実施する定期事業者検査項目を示します。

福島第一原子力発電所第5号機 第22回定期事業者検査項目

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-1-R1	クラス1機器供用期間中検査（R1）	B
1F5-22-1-R2	クラス1機器供用期間中検査（R2）	B
1F5-22-2-燃1	燃料集合体外観検査（燃1）	B
1F5-22-3-燃1	燃料集合体炉内配置検査（燃1）	B
1F5-22-4-燃1	原子炉停止余裕検査（燃1）	B
1F5-22-5-R1	クラス2機器供用期間中検査（R1）	B
1F5-22-5-R2	クラス2機器供用期間中特別検査(R2)	B
欠番	主蒸気安全弁機能検査<対象設備なし>	-
欠番	主蒸気安全弁分解検査<対象設備なし>	-
1F5-22-8-R1	主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査（R1）	B
1F5-22-9-M1	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査（M1）	B
1F5-22-10-R1	主蒸気逃がし安全弁分解検査（R1）	B
1F5-22-11-運1	主蒸気隔離弁機能検査（運1）	B
1F5-22-12-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査（R1）	B
1F5-22-13-運1	非常用ディーゼル発電機,炉心スプレイ系,低圧注水系(冷却系)機能検査（運1）	A
欠番	非常用復水器系機能検査<対象設備なし>	-
1F5-22-15-運1	原子炉隔離時冷却系機能検査（運1）	B
欠番	原子炉隔離時冷却系機能検査（ABWR）<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査（ABWR）<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査（ABWR）<対象設備なし>	-
1F5-22-19-運1	高圧注水系機能検査（運1）	A
1F5-22-20-T1	高圧注水系ポンプ分解検査（T1）	B
1F5-22-21-R1	高圧注水系主要弁分解検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F5-22-22-R1	残留熱除去系ポンプ分解検査（R1）	B
1F5-22-23-R1	残留熱除去系主要弁分解検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	B
欠番	高圧炉心注水系ポンプ分解検査（ABWR）<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心注水系主要弁分解検査（ABWR）<対象設備なし>	-
1F5-22-26-R1	炉心スプレイ系ポンプ分解検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F5-22-27-R1	炉心スプレイ系主要弁分解検査（R1）	B
欠番	低圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	低圧炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
1F5-22-32-運1	自動減圧系機能検査（運1）	A
1F5-22-33-燃1	制御棒駆動水圧系機能検査（燃1）	A
1F5-22-34-R1	制御棒駆動機構分解検査（R1）	B
欠番	制御棒駆動機構分解検査（ABWR）<対象設備なし>	-
1F5-22-36-R1	制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査（R1）	B
1F5-22-37-運1	ほう酸水注入系機能検査（運1）	B
1F5-22-38-M1	安全保護系設定値確認検査（M1）	B
1F5-22-38-M2	安全保護系設定値確認検査（M2）	B

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-39-運1	原子炉保護系インターロック機能検査（運1）	B
1F5-22-39-運2	原子炉保護系インターロック機能検査（運2）	B
1F5-22-39-運3	原子炉保護系インターロック機能検査（運3）	B
1F5-22-39-運4	原子炉保護系インターロック機能検査（運4）	B
1F5-22-39-運5	原子炉保護系インターロック機能検査（運5）	B
欠番	原子炉保護系インターロック機能検査（運6）＜対象設備なし＞	—
1F5-22-39-運7	原子炉保護系インターロック機能検査（運7）	B
1F5-22-39-運8	原子炉保護系インターロック機能検査（運8）	B
1F5-22-39-運9	原子炉保護系インターロック機能検査（運9）	B
1F5-22-39-運10	原子炉保護系インターロック機能検査（運10）	B
1F5-22-40-E1	燃料取扱装置機能検査（E1）	B
1F5-22-40-E1再1	燃料取扱装置機能検査（E1再1）	B
1F5-22-41-M1	プロセスモニタ機能検査（M1）	B
1F5-22-42-運1	非常用ガス処理系機能検査（運1）	B
1F5-22-43-化1	非常用ガス処理系フィルタ性能検査（化1）	B
1F5-22-44-運1	中央制御室非常用循環系機能検査（運1）	B
1F5-22-45-化1	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査（化1）	B
1F5-22-46-運1	気体廃棄物処理系機能検査（運1）	B
1F5-22-47-運1	原子炉格納容器漏えい率検査（運1）	A
1F5-22-48-運1	原子炉格納容器隔離弁機能検査（運1）	B
1F5-22-49-R1	原子炉格納容器隔離弁分解検査（R1）	B
1F5-22-50-R1	原子炉格納容器真空破壊弁機能検査（R1）	B
1F5-22-51-運1	原子炉格納容器スプレイ系機能検査（運1）	B
欠番	原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査＜対象設備なし＞	—
欠番	原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査＜対象設備なし＞	—
1F5-22-54-運1	可燃性ガス濃度制御系機能検査（その1）（運1）	B
1F5-22-55-R1	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	B
1F5-22-56-運1	原子炉建屋気密性能検査（運1）	B
1F5-22-57-R1	非常用ディーゼル発電機分解検査（R1）	B
1F5-22-57-R2	非常用ディーゼル発電機分解検査（R2）	B
欠番	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機分解検査＜対象設備なし＞	—
1F5-22-59-運1	非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査（運1）	B
1F5-22-60-運1	直流電源系機能検査（運1）	B
1F5-22-61-運1	総合負荷性能検査（運1）	A
1F5-22-62-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
欠番	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査（ABWR）＜対象設備なし＞	—
1F5-22-64-R1	主蒸気隔離弁分解検査（R1）	C
1F5-22-65-M1	タービンバイパス弁機能検査（M1）	C
欠番	非常用復水器系主要弁分解検査＜対象設備なし＞	—
1F5-22-67-T1	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査（T1）	C
1F5-22-68-R1	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	—
1F5-22-69-R1	残留熱除去系熱交換器開放検査（R1）	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-70-E1	給水ポンプ機能検査（E1）	C
1F5-22-71-T1	給水ポンプ分解検査（T1）	C
1F5-22-72-T1	制御用空気圧縮系機能検査（T1）	C
1F5-22-72-T2	制御用空気圧縮系機能検査（T2）	C
欠番	野外モニタ機能検査<対象設備なし>	—
1F5-22-74-環1	液体廃棄物処理系機能検査（環1）	C
1F5-22-75-環1	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査（環1）	C
欠番	固体廃棄物処理系焼却炉機能検査<対象設備なし>	—
1F5-22-77-境1	固体廃棄物貯蔵庫管理状況検査（境1）	C
1F5-22-78-環1	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査（環1）	C
1F5-22-79-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）（R1）	C
1F5-22-80-T1	給水加熱器開放検査（T1）	C
1F5-22-81-M1	安全保護系検出器要素性能（校正）検査（M1）	C※
1F5-22-82-燃1	制御棒駆動機構機能検査（燃1）	C※
1F5-22-83-M1	主要制御系機能検査（M1）	C
1F5-22-84-E1	監視機能健全性確認検査（E1）	C
1F5-22-84-E2	監視機能健全性確認検査（E2）	C
1F5-22-84-M1	監視機能健全性確認検査（M1）	C
1F5-22-84-M2	監視機能健全性確認検査（M2）	C
1F5-22-84-M3	監視機能健全性確認検査（M3）	C
1F5-22-84-M4	監視機能健全性確認検査（M4）	C
1F5-22-84-M5	監視機能健全性確認検査（M5）	C
1F5-22-84-M6	監視機能健全性確認検査（M6）	C
1F5-22-84-M7	監視機能健全性確認検査（M7）	C
1F5-22-84-環1	監視機能健全性確認検査（環1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-84-環2	監視機能健全性確認検査（環2）	C
1F5-22-85-R1	原子炉建屋天井クレーン機能検査（R1）	C
1F5-22-86-R1	換気空調系機能検査（R1）	C
1F5-22-86-T1	換気空調系機能検査（T1）	C
1F5-22-87-R1	クラスMC容器供用期間中検査（R1）	C
1F5-22-88-P1	炉内構造物検査（P1）	C※
1F5-22-89-R1	原子炉圧力容器検査（R1）	C
1F5-22-90-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ検査（R1）	C
1F5-22-91-R1	原子炉冷却材再循環系設備検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-92-R1	原子炉冷却材浄化系ポンプ検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-93-R1	原子炉冷却材浄化系容器検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-94-R1	原子炉冷却材浄化系設備検査（R1）	C
1F5-22-95-R1	原子炉補機冷却系ポンプ検査（R1）	C
1F5-22-95-T1	原子炉補機冷却系ポンプ検査（T1）	C
1F5-22-96-R1	原子炉補機冷却系容器検査（R1）	C
1F5-22-96-R2	原子炉補機冷却系容器検査（R2）	C
1F5-22-96-R3	原子炉補機冷却系容器検査（R3）	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-96-T1	原子炉補機冷却系容器検査 (T 1)	C
1F5-22-97-R1	原子炉補機冷却系設備検査 (R 1)	C
1F5-22-97-R2	原子炉補機冷却系設備検査 (R 2)	C
1F5-22-97-R3	原子炉補機冷却系設備検査 (R 3)	C
1F5-22-97-T1	原子炉補機冷却系設備検査 (T 1)	C
欠番	非常用復水器系容器検査<対象設備なし>	—
欠番	非常用復水器系設備検査<対象設備なし>	—
1F5-22-100-M1	原子炉隔離時冷却系設備検査 (M 1)	C
1F5-22-100-R1	原子炉隔離時冷却系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-100-T1	原子炉隔離時冷却系設備検査 (T 1)	C
欠番	原子炉隔離時冷却系設備検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
1F5-22-102-M1	高圧注水系設備検査 (M 1)	C
1F5-22-102-R1	高圧注水系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-102-T1	高圧注水系設備検査 (T 1)	C
1F5-22-103-R1	残留熱除去系設備検査 (R 1)	C
欠番	高圧炉心注水系設備検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
1F5-22-105-R1	炉心スプレイ系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
欠番	低圧炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし>	—
欠番	高圧炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし>	—
1F5-22-108-T1	タービンバイパス弁検査 (T 1)	C
1F5-22-109-T1	給・復水系ポンプ検査 (T 1)	C※
1F5-22-110-T1	給・復水系容器検査 (T 1)	C
1F5-22-111-M1	給・復水系設備検査 (M 1)	C
1F5-22-111-T1	給・復水系設備検査 (T 1)	C
1F5-22-112-T1	原子炉冷却系統設備検査 (T 1)	C
1F5-22-112-R1	原子炉冷却系統設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-113-R1	制御棒駆動水圧系ポンプ検査 (R 1)	C
1F5-22-114-R1	制御棒駆動水圧系容器検査 (R 1)	C
1F5-22-115-R1	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 1)	C
1F5-22-115-R2	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 2)	C
1F5-22-115-R3	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 3)	C
1F5-22-115-R4	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 4)	C
1F5-22-115-R5	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-116-R1	ほう酸水注入系ポンプ検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-117-R1	ほう酸水注入系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-118-M1	核計測装置機能検査 (M 1)	C
1F5-22-118-M1再1	核計測装置機能検査 (M 1再1)	C
欠番	遠隔停止系機能検査 (E 1) <対象設備なし>	—
1F5-22-120-M1	選択制御棒挿入機能検査 (M 1)	C
1F5-22-121-E1	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査 (E 1)	C
1F5-22-121-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査 (R 1)	C
1F5-22-122-E1	燃料取扱装置検査 (E 1)	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-122-E1再1	燃料取扱装置検査（E1再1）	C※
1F5-22-123-R1	燃料プール冷却浄化系ポンプ検査（R1）	C
1F5-22-124-R1	燃料プール冷却浄化系容器検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	—
1F5-22-124-環1	燃料プール冷却浄化系容器検査（環1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F5-22-125-R1	燃料プール冷却浄化系設備検査（R1）	C
1F5-22-125-環1	燃料プール冷却浄化系設備検査（環1）	C
1F5-22-126-R1	非常用ガス処理系ファン検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	—
1F5-22-127-E1	非常用ガス処理系設備検査（E1）	C
1F5-22-127-R1	非常用ガス処理系設備検査（R1）	C
1F5-22-128-R1	中央制御室非常用循環系ファン検査（R1）	C
1F5-22-129-R1	中央制御室非常用循環系設備検査（R1）	C
1F5-22-130-環1	気体廃棄物処理系ポンプ検査（環1）	C
1F5-22-131-T1	気体廃棄物処理系容器検査（T1）	C
1F5-22-131-環1	気体廃棄物処理系容器検査（環1）	C
1F5-22-132-T1	気体廃棄物処理系設備検査（T1）	C
1F5-22-132-環1	気体廃棄物処理系設備検査（環1）	C※
1F5-22-133-R1	液体廃棄物処理系ポンプ検査（R1）	C
1F5-22-133-R2	液体廃棄物処理系ポンプ検査（R2）	C
1F5-22-133-T1	液体廃棄物処理系ポンプ検査（T1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F5-22-133-環1	液体廃棄物処理系ポンプ検査（環1）	C
1F5-22-134-環1	液体廃棄物処理系容器検査（環1）	C
1F5-22-134-環1追1	液体廃棄物処理系容器検査（環1追1）	C
1F5-22-134-環2	液体廃棄物処理系容器検査（環2）	C
1F5-22-135-R1	液体廃棄物処理系設備検査（R1）	C※
1F5-22-135-R2	液体廃棄物処理系設備検査（R2）	C
1F5-22-135-R3	液体廃棄物処理系設備検査（R3）	C
1F5-22-135-T1	液体廃棄物処理系設備検査（T1）	C
1F5-22-135-T2	液体廃棄物処理系設備検査（T2）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F5-22-135-環1	液体廃棄物処理系設備検査（環1）	C
1F5-22-135-環2	液体廃棄物処理系設備検査（環2）	C
1F5-22-135-環2追1	液体廃棄物処理系設備検査（環2追1）	C
1F5-22-135-環3	液体廃棄物処理系設備検査（環3）	C
1F5-22-135-環4	液体廃棄物処理系設備検査（環4）	C
1F5-22-135-環5	液体廃棄物処理系設備検査（環5）	C
1F5-22-135-環5追1	液体廃棄物処理系設備検査（環5追1）	C
1F5-22-135-環6	液体廃棄物処理系設備検査（環6）	C
1F5-22-136-R1	固体廃棄物処理系ポンプ検査（R1）	C
1F5-22-136-環1	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環1）	C
1F5-22-136-環1追1	固体廃棄物処理系ポンプ検査（環1追1）	C
1F5-22-137-R1	固体廃棄物処理系設備検査（R1）	C
1F5-22-137-環1	固体廃棄物処理系設備検査（環1）	C
1F5-22-137-環1追1	固体廃棄物処理系設備検査（環1追1）	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-138-環1	固体廃棄物処理系容器検査（環1）	C
欠番	原子炉格納容器スプレイ系容器検査<対象設備なし>	—
欠番	原子炉格納容器スプレイ系設備検査<対象設備なし>	—
1F5-22-141-R1	可燃性ガス濃度制御系ブロワ検査（R1）	C※
1F5-22-142-R1	可燃性ガス濃度制御系設備検査（R1）	C
1F5-22-143-R1	真空破壊弁検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-144-E1	非常用予備電源装置検査（E1）	C
1F5-22-144-E2	非常用予備電源装置検査（E2）	C
1F5-22-144-M1	非常用予備電源装置検査（M1）	C
1F5-22-144-R1	非常用予備電源装置検査（R1）	C
1F5-22-144-R2	非常用予備電源装置検査（R2）	C
1F5-22-145-E1	無停電電源装置設備検査（E1）	C※
1F5-22-145-E2	無停電電源装置設備検査（E2）	C
1F5-22-146-T1	蒸気タービン開放検査（T1）	B
1F5-22-146-T2	蒸気タービン開放検査（T2）	B
1F5-22-146-T3	蒸気タービン開放検査（T3）	B
1F5-22-147-T1	蒸気タービン性能検査（T1）	B
1F5-22-147-T2	蒸気タービン性能検査（T2）	B
1F5-22-147-運1	蒸気タービン性能検査（運1）	A
1F5-22-148-M1	蒸気タービン設備検査（M1）	C
1F5-22-148-E1	蒸気タービン設備検査（E1）	C
1F5-22-148-T1	蒸気タービン設備検査（T1）	C
1F5-22-149-T1	補助ボイラー開放検査（T1）	C
1F5-22-149-T2	補助ボイラー開放検査（T2）	C
1F5-22-150-T1	補助ボイラー試運転検査（T1）	C
1F5-22-150-T2	補助ボイラー試運転検査（T2）	C
1F5-22-151-M1	補助ボイラー設備検査（M1）	C
1F5-22-151-M2	補助ボイラー設備検査（M2）	C
1F5-22-151-T1	補助ボイラー設備検査（T1）	C
1F5-22-151-T2	補助ボイラー設備検査（T2）	C
1F5-22-152-R1	安全弁検査（R1）	C
1F5-22-152-T1	安全弁検査（T1）	C
1F5-22-152-環1	安全弁検査（環1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-153-R1	逆止弁検査（R1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-153-環1	逆止弁検査（環1）<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-154-環1	主要弁検査（環1）	C
1F5-22-154-環2	主要弁検査（環2）	C
1F5-22-154-R1	主要弁検査（R1）	C
1F5-22-154-R2	主要弁検査（R2）	C※
1F5-22-154-R3	主要弁検査（R3）	C
1F5-22-154-R4	主要弁検査（R4）	C
1F5-22-154-T1	主要弁検査（T1）	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-154-M1	主要弁検査 (M 1)	C
1F5-22-154-M2	主要弁検査 (M 2)	C
1F5-22-155-R1	クラス 3 機器供用期間中検査 (R 1)	C
1F5-22-156-環 1	電動機検査 (環 1)	C
1F5-22-156-E1	電動機検査 (E 1)	C
1F5-22-156-E2	電動機検査 (E 2)	C
1F5-22-156-E3	電動機検査 (E 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E4	電動機検査 (E 4)	C
1F5-22-156-E5	電動機検査 (E 5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E6	電動機検査 (E 6) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-156-E7	電動機検査 (E 7)	C
1F5-22-156-E8	電動機検査 (E 8)	C
1F5-22-156-E9	電動機検査 (E 9)	C
1F5-22-156-E10	電動機検査 (E 1 0) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E11	電動機検査 (E 1 1)	C
1F5-22-156-E12	電動機検査 (E 1 2)	C
1F5-22-156-E13	電動機検査 (E 1 3)	C
1F5-22-156-E14	電動機検査 (E 1 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E15	電動機検査 (E 1 5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-156-E16	電動機検査 (E 1 6) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E17	電動機検査 (E 1 7)	C
1F5-22-156-E18	電動機検査 (E 1 8)	C
1F5-22-156-E19	電動機検査 (E 1 9)	C
1F5-22-156-E20	電動機検査 (E 2 0) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E21	電動機検査 (E 2 1)	C
1F5-22-156-E22	電動機検査 (E 2 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E23	電動機検査 (E 2 3)	C
1F5-22-156-E24	電動機検査 (E 2 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E25	電動機検査 (E 2 5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-156-E26	電動機検査 (E 2 6) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-21-156-環2	電動機検査 (環 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-21-156-環3	電動機検査 (環 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-157-E1	耐震健全性検査 (E 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-157-M1	耐震健全性検査 (M 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
1F5-22-158-R1	レストレイント検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F5-22-157-環1	耐震健全性検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	—
欠番	使用済燃料乾式貯蔵容器非破壊検査及び漏えい検査<対象設備なし>	—
1F5-22-161-環1	排気筒検査 (環 1)	C
欠番	廃棄物運搬容器検査<対象設備なし>	—
1F5-22-163-燃1	制御棒値ミニマイザ機能検査 (燃 1)	C
1F5-22-164-環1	換気空調設備検査 (環 1)	C
1F5-22-164-環1追1	換気空調設備検査 (環 1 追 1)	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
1F5-22-165-燃1	制御棒外観検査（燃1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	—
1F5-22-200-R1	配管肉厚測定検査（R1）	C※
1F5-22-200-T1	配管肉厚測定検査（T1）	C
1F5-22-201-R1	サブプレッションチェンバ吸込ストレーナ検査（R1）	C※
1F5-22-202-R1	原子炉格納容器肉厚測定検査（R1）	C
1F5-22-203-R1	熱交換器肉厚測定検査（R1）	C
1F5-22-204-R1	原子炉格納容器スプレイヘッド検査（R1）	C

A：定期事業者検査のうち、経済産業省立会又は記録確認検査項目

B：定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目

C：上記以外の定期事業者検査項目

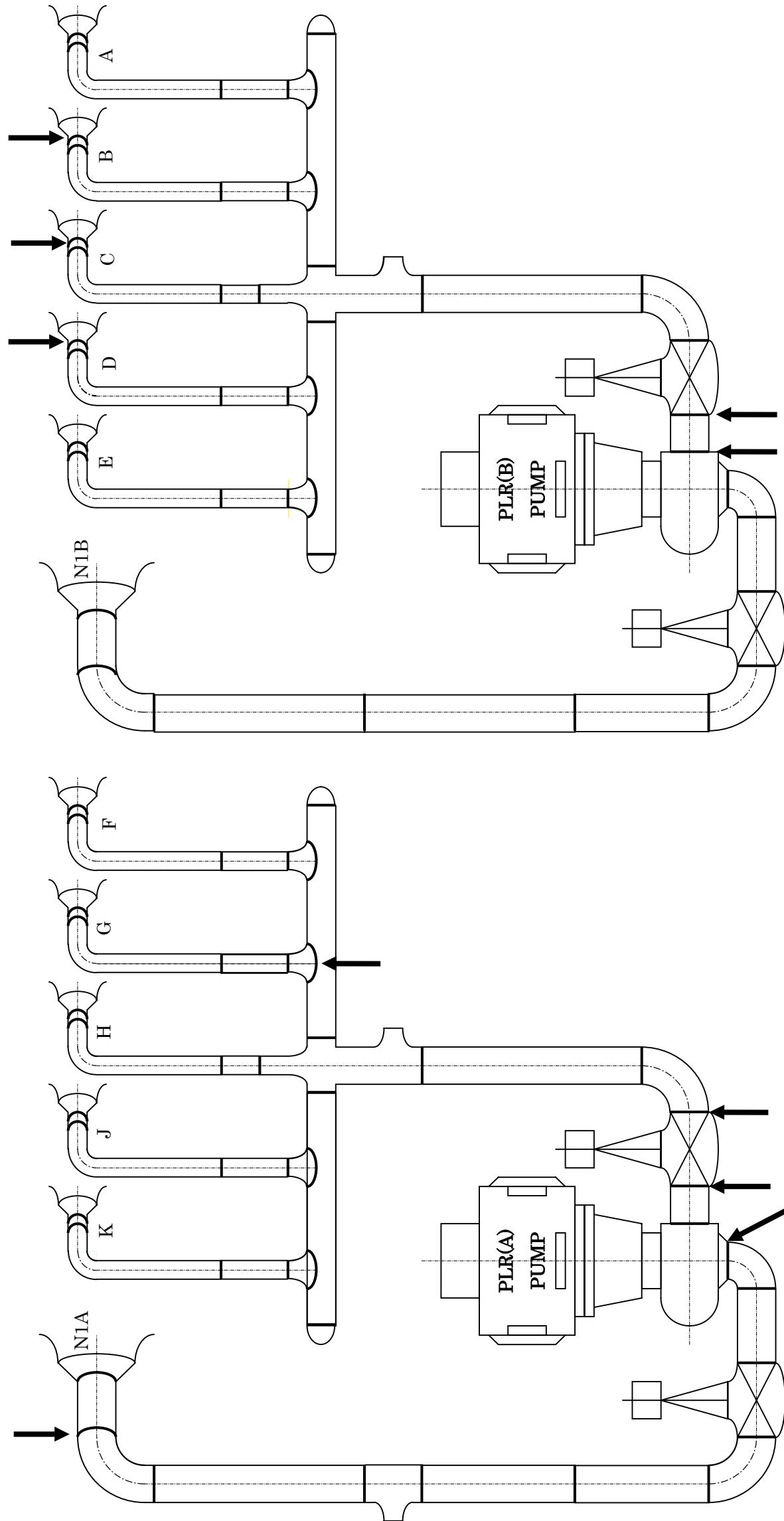
☒：対象設備なし又は今回の定期事業者検査では実施しない検査

□：5/14の時点において起動前に実施する定期事業者検査で一部もしくは全部が未実施の検査

■：起動後に実施する定期事業者検査

※：定期安全管理審査を受審した検査

定期事業者検査のうち、経済産業省立会又は記録確認検査項目	7件
定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目	53件
上記以外の定期事業者検査項目	163件
合 計	223件



ISI : 供用期間中検査実施箇所

福島第一5号機 原子炉再循環系配管点検状況一覧

系統	部位数	炭素鋼	低合金鋼※1	部位番号	材質	公称肉厚 (mm)	必要最小 肉厚(mm)	測定値 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
復水系※3	99	96	3	C-CP77-040	STPT42	16.7	10.99	16.8	0.62	9.3
補助蒸気系	19	8	11	AS-CP22-010	STPA23	12.7	2.05	10.3	0.76	10.8
抽気系※3	66	15	51	ES-CP72-090	SCMV3	9.5	3.85	7.7	0.27	14.2
タービン・グランド蒸気系※3	19	15	4	TGS-CP2L1-060	STPG38	10.3	3.80	8.4	0.26	17.5
ヒーター・ドレン系※3	29	10	19	HD-CP60-100	STPT370	5.2	2.70	5.6	0.18	15.7
ヒーター・ベント系※3	7	0	7	HV-CP43-030	STPA23	7.1	1.39	6.1	0.08	59.8
主蒸気系	14	9	5	MS-CP4-060	STS480	33.2	17.67	26.4	0.31	28.5
給水系	14	13	1	FDW-CP8-030	STS410	25.4	10.41	19.1	1.16	7.4
原子炉冷却材浄化系	5	5	0	CUW-CP4-010	STS410	7.6	4.17	6.7	0.29	8.8
原子炉隔離時冷却系	15	11	4	RCIC-CP15-010	STPA23	3.9	1.06	3.66	0.04	58.7
高圧注水系	11	0	11	HPCI-CP31-020	STPA23	14.04※2	1.07	13.33	0.13	93.6
復水脱塩系	13	13	0	CP009B-130	PT42	9.3	3.80	8.1	0.05	79.7
復水前置ろ過系	4	0	4	CP001B-030	SUS304TP-A	10.3	3.08	10.1	0.01	523.4
合計	315	195	120							

※1: ステンレス鋼含む

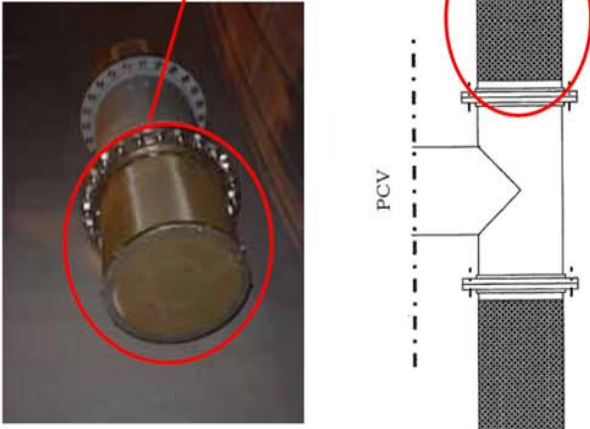
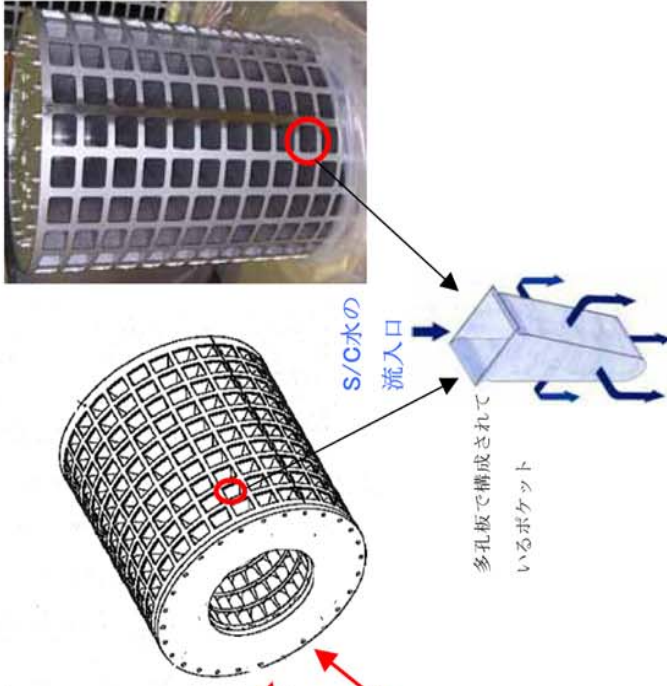
※2: IP撮影による健全部肉厚

※3: 低合金鋼に炭素鋼が溶接されている部位があり、低合金鋼にカウント

福島第一原子力発電所5号機定期事業者検査における配管減肉測定結果

5号機第2.2回定期事業者検査時における高経年化対策に係わる長期保全計画実施状況

定期事業者検査名	機器名・部品名	経年変化事象	第2.2回定期事業者検査時での 実施事項	結果
クラス1 機器供用期間中検査 (R1)	原子炉圧力容器 (胴) 原子炉再循環系ステンレス鋼配管	中性子照射脆化 粒界型応力腐食割れ	超音波探傷検査	良
クラス1 機器供用期間中検査 (R2)	原子炉圧力容器 (胴, ノズル及びびノズルセーフエンド) ICMハウジング CRDハウジング スタブチューブ 原子炉冷却材再循環系ステンレス鋼配管	中性子照射脆化 粒界型応力腐食割れ	漏えい検査	良
炉内構造物検査 (P1)	炉心シュラウド	粒界型応力腐食割れ	目視検査	良
原子炉格納容器スプレイヘッド検査 (R1)	ドライウエルススプレイヘッド サブレーションチエンバススプレイヘッド	腐食	開放検査	良
気体廃棄物処理系容器検査 (T1)	排ガス再結合器	粒界型応力腐食割れ	超音波探傷検査	良

	<p>ストレーナ変更前 (既設)</p>  <p>取替</p>	<p>ストレーナ変更後 (新型)</p>  <p>S/C水の 流入口</p> <p>多孔板で構成されて いるポケット</p>												
<p>ストレーナ 概要</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th> <th>寸法 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RHR (A,B)</td> <td>φ 約 100 × 約 100</td> </tr> <tr> <td>CS (A,B)</td> <td>φ 約 46 × 約 30</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	寸法 (cm)	RHR (A,B)	φ 約 100 × 約 100	CS (A,B)	φ 約 46 × 約 30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th> <th>寸法 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RHR (A,B)</td> <td>φ 約 120 × 約 105</td> </tr> <tr> <td>CS (A,B)</td> <td>φ 約 82 × 約 114</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	寸法 (cm)	RHR (A,B)	φ 約 120 × 約 105	CS (A,B)	φ 約 82 × 約 114
系 統	寸法 (cm)													
RHR (A,B)	φ 約 100 × 約 100													
CS (A,B)	φ 約 46 × 約 30													
系 統	寸法 (cm)													
RHR (A,B)	φ 約 120 × 約 105													
CS (A,B)	φ 約 82 × 約 114													
<p>寸 法</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th> <th>寸法 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RHR (A,B)</td> <td>φ 約 100 × 約 100</td> </tr> <tr> <td>CS (A,B)</td> <td>φ 約 46 × 約 30</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	寸法 (cm)	RHR (A,B)	φ 約 100 × 約 100	CS (A,B)	φ 約 46 × 約 30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th> <th>寸法 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RHR (A,B)</td> <td>φ 約 120 × 約 105</td> </tr> <tr> <td>CS (A,B)</td> <td>φ 約 82 × 約 114</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	寸法 (cm)	RHR (A,B)	φ 約 120 × 約 105	CS (A,B)	φ 約 82 × 約 114
系 統	寸法 (cm)													
RHR (A,B)	φ 約 100 × 約 100													
CS (A,B)	φ 約 46 × 約 30													
系 統	寸法 (cm)													
RHR (A,B)	φ 約 120 × 約 105													
CS (A,B)	φ 約 82 × 約 114													

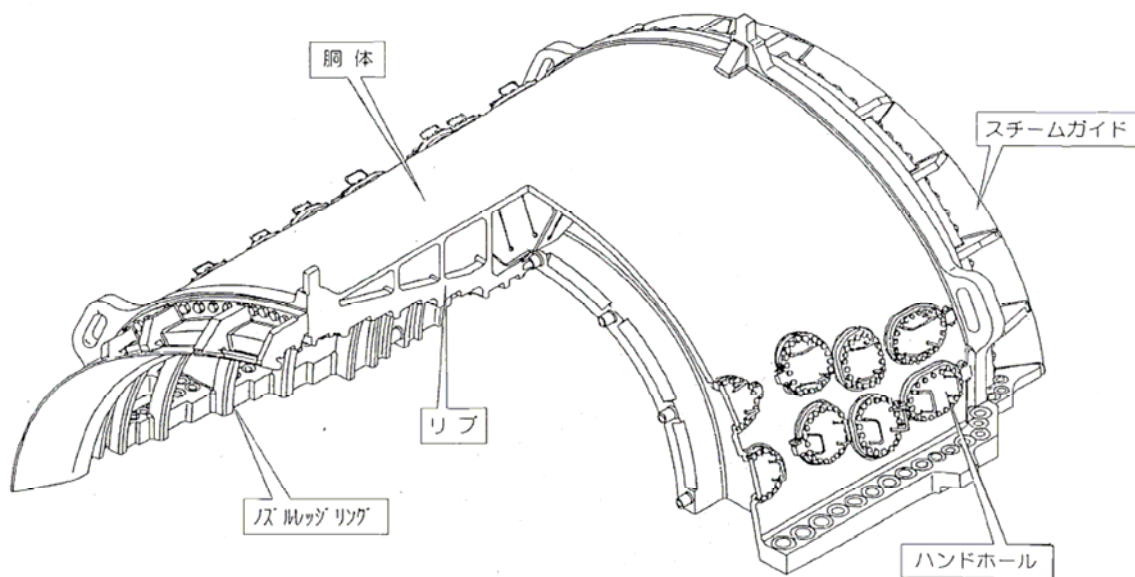
サプレッションチェンバーストレーナ取替工事

原子炉スクラム信号

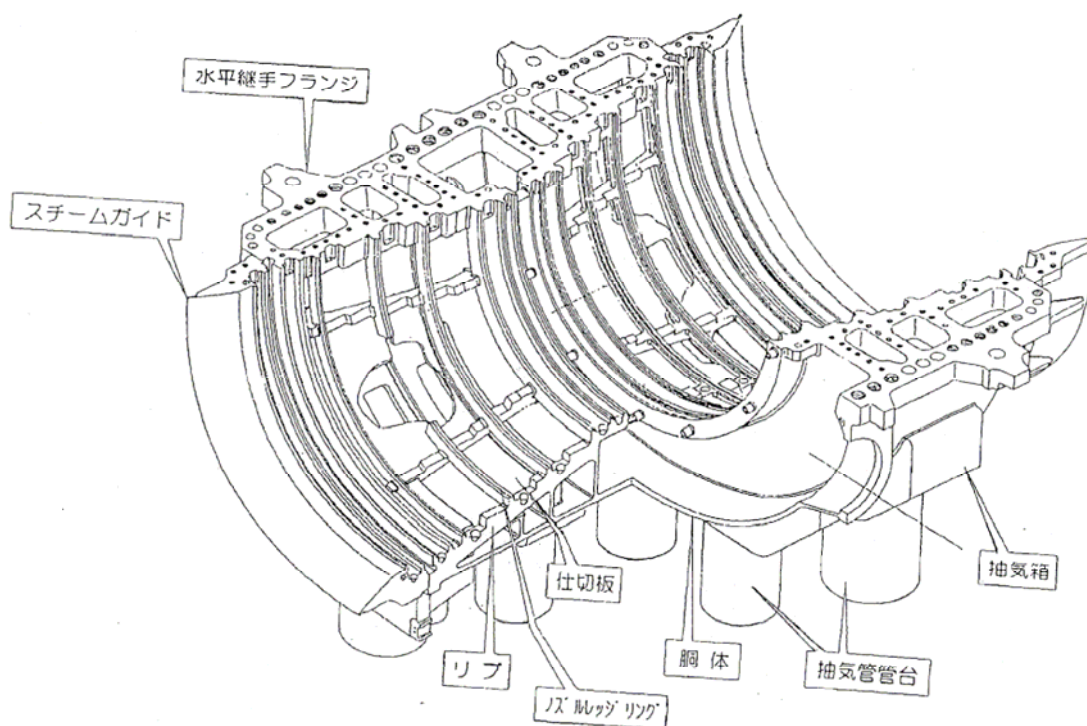
変		更 前			更 後				
原子炉スクラム信号の種類	検出器の種類	検出器及び作動条件		原子炉スクラムをバイパスするインターロック	原子炉非常停止信号の種類	検出器及び作動条件		原子炉非常停止信号を発信しない条件	
		検出器の種類	個数			原子炉スクラムに要する個数	設定値		検出器の種類
主復水器真空度低	圧力検出器	4	2	原子炉圧力 42.0 kg/cm ² 以下かつ、モードスイッチ「運転」位置以外	変更なし	変更なし	変更なし	真空度 23.4kPa [abs] 以上	原子炉圧力 4.11 MPa 以下かつ、モードスイッチ「運転」位置以外

主復水器真空度低設定値変更工事

蒸気タービン低圧内部車室（上半）



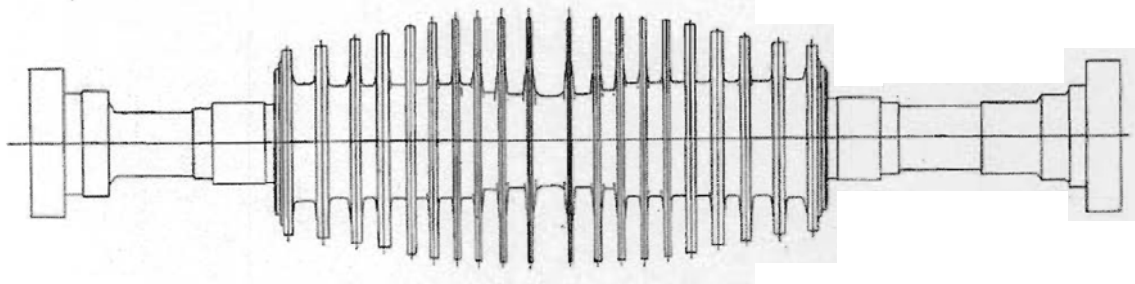
蒸気タービン低圧内部車室（下半）



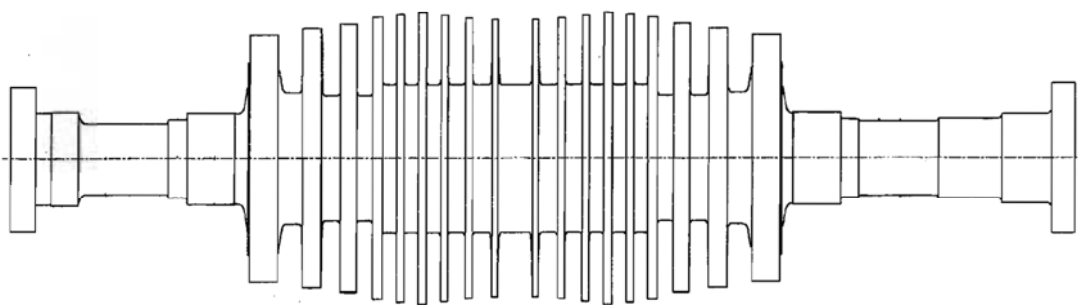
	変更前	変更後
材質	B4A21C4 及びSS41	SMA400AW,SCMV3 及びSTPA23

低圧タービンロータ他取替工事（1 / 2）

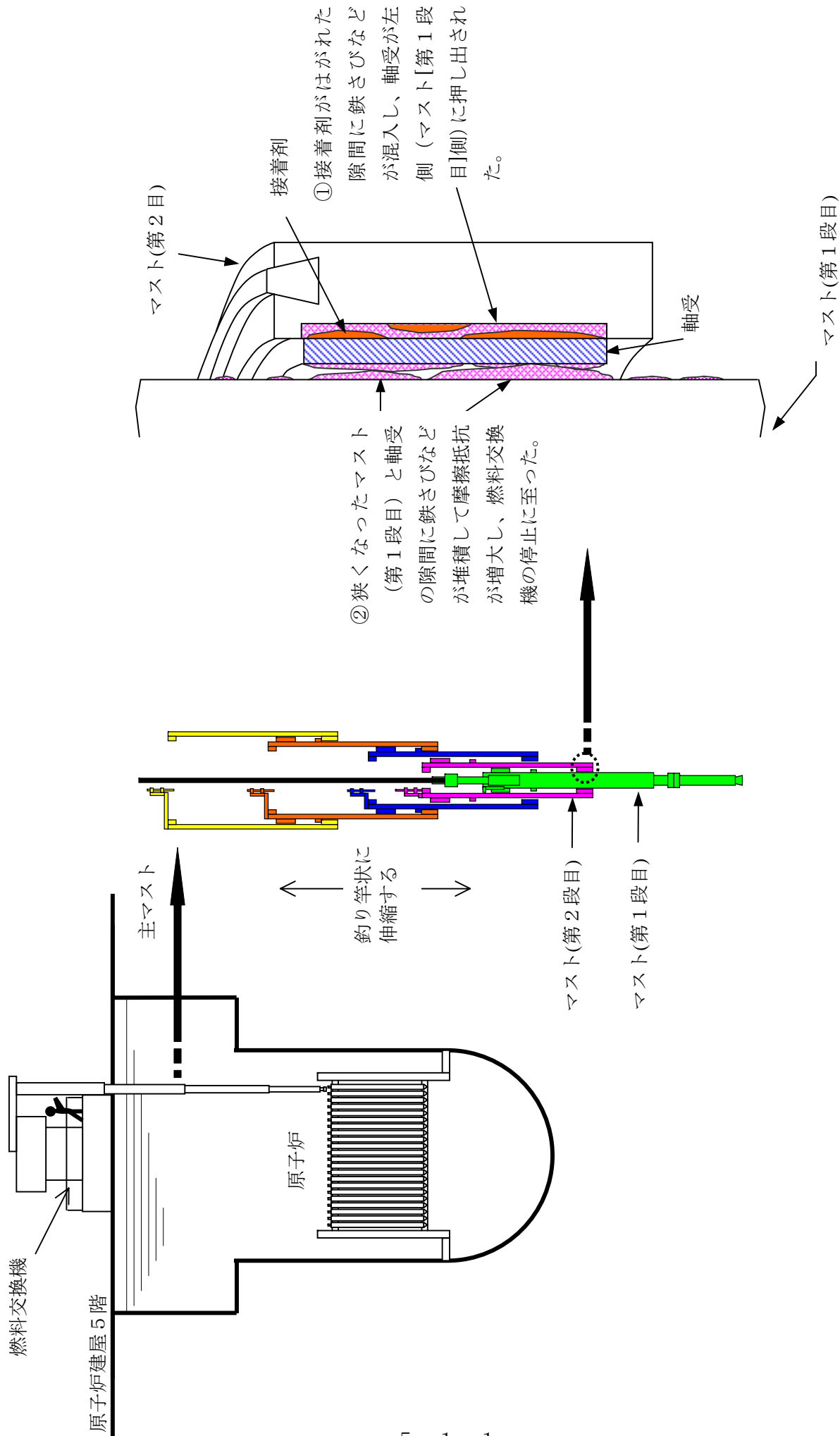
蒸気タービン低圧ロータ（取替前）



蒸気タービン低圧ロータ（取替後）



低圧タービンロータ他取替工事（2 / 2）



燃料交換機不具合の概略図

不適合処理について

平成20年1月20日～平成20年5月14日までに5号機で発生した不適合事象は合計396件（発電所全体1545件）でグレード別の内訳では、

グレード	5号機	(発電所全体)	
A s	4件	(11件)	
A	4件	(15件)	
B	4件	(13件)	
C	50件	(203件)	
D	333件	(1294件)	
対象外	1件	(9件)	となっています。

A sの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2008/2/6	定期検査中の圧力抑制室プール内のクラッド回収作業後の確認作業を実施していた協力作業員が、同プール内でボルト1本を発見し回収した。現場を調査したところ、当該ボルトは圧力抑制室に設置されている温度計端子箱の予備の穴をふさぐために用いられていたボルトであることが分かった。
2	2008/2/13	定期検査中の圧力抑制室プール内のクラッド回収作業後の確認作業を実施していた協力企業作業員が、同プール内で座金付きのボルト・ナット1組を発見し、回収した。
3	2008/2/18	圧力抑制室プール水浄化、クラッド回収作業において、テープ片1枚を発見し、回収した。
4	2008/3/14	圧力抑制室プール水浄化、ストレーナ取外・取付作業においてビス用ナット1個およびテープ片1枚を発見し回収した。

Aの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2008/1/31	定期検査中、原子炉内の燃料をすべて取り出した後、制御棒の転倒防止用治具の移動作業を行っていたところ、燃料交換機の主マストが荷重異常を検知して停止したため、作業を中断し、主マストの点検、軸受の交換を実施した。
2	2008/2/13	サービス建屋において、過去に撤去済みの洗濯設備乾燥機に接続されていた排気ダクトの一部が撤去され、本来、発電所構内で保管されるべきところ、構外に持ち出されていたことが認められた。一部撤去を行わなかった箇所の汚染検査を実施した結果、汚染は検出されなかった。

3	2008/3/3	タービン建屋地下1階において、所内蒸気戻り配管の取替工事を実施していた協力企業作業員が、ハンマーにて左足すねを打撲したため、病院へ搬送した。
4	2008/3/15	空調系弁点検作業前に放射能を測定するため、協力企業作業員がタービン建屋2階の空調機器室へ入室しようとした際、入口扉の枠につまづいて転倒し、右肩を床に打ち付けた。作業終了後、事務室において痛みを訴えたため、業務車で病院に搬送した。

Bの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2008/1/31	原子炉格納容器機器ドレンサンプ放射線モニタ取替作業において、ケーブル片側端子部を制御盤に接触させ、原子炉格納容器隔離信号を発生させた。地絡箇所の復旧を確認し、各機器を復旧した。
2	2008/2/18	高圧注水系タービン点検において、ケーシング内静翼押え座金に損傷が認められたため、当該座金の交換を実施した。
3	2008/2/19	新規作成した低圧タービン（A・B）内部下半車室と低圧タービン（A・B）外部下半車室の当りを確認したところ、加工不良による当り不良が認められたため、当該箇所の段差の修正加工を実施した。
4	2008/4/7	換気空調系機器点検において、中央操作室換気空調系ダクトの防振継手を足場板で損傷させたため、防振継手の交換を実施した。

(参考)

不適合管理*¹については、不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として平成15年2月に制定し、不適合報告方法の改善等を含め不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は、以下のとおりとしており不適合管理委員会にて決定しています。

* 1：不適合管理

不適合は、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

区分	事象の概要（例） H19.4.1 改訂10
As	法令，安全協定に基づく報告事象
A	国，地方自治体へ情報提供した事象
	定検工程へ大きな影響を与える事象
B	国の検査に係わる不適合事象
	運転監視の強化が必要な事象
C	情報共有，注意喚起の観点から周知を図るべき事象
D	通常のメンテナンス範囲内の事象
対象外	消耗品の交換等の事象

また、平成14年9月以降、原子力発電所における不適切な取り扱いに対する再発防止対策の一環として、「情報公開ならびに透明性確保の徹底」について検討を重ね、平成15年11月に不適合事象の公表基準を策定し、不適合の事象に応じた区分を定めて公表して来ました。その後、関係法令の改正やこれまでの運用実績を踏まえ、より判かりやすい公表を目的に、公表基準内容の整理・見直しを実施し平成20年4月1日から以下の公表区分による運用を開始しています。

区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> ○安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ○管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係わる業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など